令和5年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算(第2号) 令和5年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361,008千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算 補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位千円)

	款			項		補 正 前 の 額	補 ī	E 額	計
	AS/A			4		1111 北、川 り 頃	既 提 出 額	今回提出額	рі
2 繰	越	金				9, 560	89	160	9, 809
			1 繰	越	金	9, 560	89	160	9, 809
į	歳	入	合	計		360, 759	89	160	361, 008

歳	出
厉 义	Ш

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額・	補 ፲	計		
ApA	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1m 止 印 92 飯	既 提 出 額	今回提出額	PI	
2 小規模企業者等設備導入資金 貸 付 事 業 費		31, 088	89	160	31, 337	
月 门 ず 木 貝	1 小規模企業者等設備導入資金 貸 付 事 業 費	31, 088	89	160	31, 337	
歳 出	合 計	360, 759	89	160	361, 008	

令和5年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算(第1号) 令和5年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,552千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

	歳 入						(単位千円)
	±/ ₁ ,		Œ	技工 並 の 類	補工	至額	
	款	,	項	補正前の額	既 提 出 額	今回提出額	計
業務	勘定収入			965	0	46	1,
		3 諸	収 入	814	0	46	
歳	入	合	計	7, 506	0	46	7,

	歳	出								
										(単位千円)
	款			т百			補正前の額 -	補 立	E 額	計
	办人			項			佣 正 則 炒 領 『	既 提 出 額	今回提出額	ĒΙ
1 農 業	改良	資金					7, 506	0	46	7, 552
			2 業	務	勘	定	965	0	46	1, 011
歳		出	合			計	7, 506	0	46	7, 552

令和5年度福島県流域下水道事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和5年度福島県流域下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	科目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
Ц	又 入				
	第1款 流域下水道事業収益	9, 405, 606千円	△16,203千円	2, 034千円	9,391,437千円
	第1項 営 業 収 益	4,637,733千円	\triangle 736千円	△163,968千円	4,473,029千円
	第2項 営業外収益	4,337,179千円	△15,467千円	166,002千円	4,487,714千円
3	支 出				
	第1款 流域下水道事業費用	9, 409, 630千円	142, 216千円	2, 034千円	9, 553, 880千円
	第1項 営 業 費 用	8, 749, 198千円	△6, 243千円	2, 034千円	8, 744, 989千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29,486千円は、過年

度分損益勘定留保資金29, 486千円で補塡するものとする。)。								
科目		既決予定額	既提出補正予定	定額 今	回提出補正予定額	計		
収 入								
第1款 資 本 的	収 入	2,469,687千円	△5,170	千円	201, 782千円	2,666,299千円		
第1項 企 業	債	327,800千円	△5,281	千円	45, 781千円	368,300千円		
第2項 補 助	金	774,000千円	0	千円	111,000千円	885,000千円		
第4項 負 担	金	583,758千円	0	千円	45,001千円	628,759千円		
支 出								
第1款 資 本 的	支 出	2,470,640千円	23,368	3千円	201,777千円	2,695,785千円		
第1項 建 設 改	良費	1,370,000千円	△5,281	千円	201,777千円	1,566,496千円		
(企業債の補正)								
第4条 企業債を次のとお	り補正する。							
		補	正	前				
起債の目的	限度額	起債	で方法	利 率	償還の	方法		
建設改良費	327, 800千	円 1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格 は、知事が定め る。	年10%以内 (た だし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府	起債日から30年以 む。)の期間におい 件及び知事の定める 還する。ただし、 より繰上償還をし、	いて資金の融通条 るところにより償 事業会計の都合に		

[-					
		2 借入資金	政府資金その他	資金につい て、利 を 利 を 行 っ た て は 、 し き は 、 も し き に る に り し に り し に り に り も し も り る り る り る り る り る り る り る り の り の り の	し、又は借換えをすることができる ものとする。
	補		正	後	
既提出					
起債の目的	限度額	起債	の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	322, 519千円	1 借入方法 2 借入資金	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 政府資金その他	(ただし、	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

今回提出

起債の目的

限度額

起債の方法

和 率

償還の方法

建設改良費

368, 300千円

1 借入方法 普通貸借又は債 年10%以内

券発行

債券の発行価格 利率見直し

る。

2 借入資金 政府資金その他 資金につい

(ただし、 は、知事が定め 方式で借り 入れる政府

て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当

該見直し後 の利率)

起債日から30年以内(据置期間を含 む。) の期間において資金の融通条件 及び知事の定めるところにより償還 する。ただし、事業会計の都合によ り繰上償還をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをすることができる ものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 Ħ 既決予定額

既提出補正予定額

今回提出補正予定額

計

職員給与費

213, 781千円

△11, 524千円

2, 811千円

205,068千円

令和5年度福島県工業用水道事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和5年度福島県工業用水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目 既決予定額 既提出補正予定額 今回提出補正予定額 言

支 出

第 1 項 営 業 費 用 2,845,581千円 ^Δ11,406千円 6,900千円 2,841,075千円

(資本的支出の補正)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,117,891千円は、過年度分損益勘 定留保資金1,117,891千円で補塡するものとする。)。

科 目 既決予定額 既提出補正予定額 今回提出補正予定額 計

支 出

第1項 建設改良費 2,803,870千円 [△]343千円 412千円 2,803,939千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

 科
 目
 既決予定額
 既提出補正予定額
 今回提出補正予定額
 計

 職員給与費
 286,233千円
 ^12,439千円
 7,312千円
 281,106千円

令和5年度福島県地域開発事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和5年度福島県地域開発事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目 既決予定額 既提出補正予定額 今回提出補正予定額 計

支 出

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目 既決予定額 既提出補正予定額 今回提出補正予定額 計

職員給与費 7,082千円 ^2,118千円 154千円 5,118千円

令和5年度福島県立病院事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和5年度福島県立病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目 既決予定額 既提出補正予定額 今回提出補正予定額 計

支 出

第1款 病院事業費用 8,886,787千円 136,079千円 46,931千円 9,069,797千円

第1項 医 業 費 用 8,710,656千円 136,079千円 46,931千円 8,893,666千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目 既決予定額 既提出補正予定額 今回提出補正予定額 計

職員給与費4,357,227千円133,299千円46,931千円4,537,457千円